令和７年５月１日

令和７年度　江戸川区立松江第五中学校　部活動方針

江戸川区立松江第五中学校

校長　　　　岡田　　隆平

≪学校における部活動の方針≫

1　「運動部活動での指導ガイドライン」により次の４点について徹底を図る。

1. 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）
2. 事故の防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）
3. 体罰・ハラスメントの根絶
4. 熱中症事故防止

2　運動部活動顧問は、「①トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。②過度の

　練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと。」を理解し、指導を行う。

3　運動部活動顧問は、生徒が体力を向上させ、生涯を通してスポーツに親しむ基礎を培うことができるように指導する。

4　運動部活動顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

　※文化部活動顧問においても、運動部の方針に準ずる。

≪適切な休養日等の設置方法≫

* 学期中の平日、週休日において１日ずつ休養日を設ける。長期休業中の設定においても、これに準ずる。
* １日の活動時間は、学期中の平日は２時間程度とする。それぞれ準備・片付け等の時間を含めて、3時間以内とする。

週休日及び長期休業期間中は、３時間程度とする。それぞれ準備・片付け等の時間を含めて、4時間以内とする。

* 公式大会については別に定める。

≪完全下校時間≫　１８：３０

≪設置されている運動部活動名≫

　サッカー・男女バスケットボール部・男女バドミントン部・女子バレーボール部・陸上競技部・卓球部

ソフトテニス部・６組運動部

≪設置されている文化部活動名≫

吹奏楽部・美術部・家庭科部・ＰＲ部・演劇部・将棋部